

令和2年10月2日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

子ども・子育て・高齢社会対策特別委員会資料

目 次

ページ

1	多世代交流のまちづくりの推進について……………	1
(1)	人（県民）からの視点……………	1
(2)	住宅からの視点……………	3
(3)	まちづくりからの視点……………	7
2	特色ある教育について……………	9
(1)	県立高校改革について……………	9
(2)	インクルーシブ教育について……………	16
(3)	「いのちの授業」の推進……………	20
(4)	特別支援教育について……………	22

1 多世代交流のまちづくりの推進について

人口減少・少子高齢社会において、地域活力やコミュニティ活力の低下など様々な問題が顕在化している。

今後、地域活力の向上やコミュニティの再生・活性化を図るためには、子ども・子育て支援、青少年の育成、高齢者福祉、住宅施策など様々な施策や取組みを連携・充実させることにより、多世代の人々が交流し互いに支え合うまちづくりを推進していくことが重要である。

本項目では、こうした背景を踏まえ、「神奈川県住生活基本計画～人生 100 歳時代の住まいまちづくり～」における施策体系の三つの視点（人（県民）、住宅、まちづくり）から、多世代交流のまちづくりの推進に向けた、令和 2 年度の主な取組みについて報告する。

(1) 人（県民）からの視点

地域における子ども・子育て支援の充実や青少年の育成・支援に向けた取組みを推進するとともに、高齢者がいきいきと暮らせるしくみづくりに取り組む中で、多世代が相互に支え合える住生活環境を創造する。

ア 地域における子ども・子育て支援の充実と青少年の育成・支援に向けた取組みの推進

(ア) 地域子育て支援拠点事業への支援

子育て親子の交流促進や子育てに関する相談を受けるなどの事業を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る地域子育て支援拠点事業を実施する市町村を支援する。

(イ) ファミリー・サポート・センター事業への支援

地域の実情に応じ、地域住民の会員制により保育支援等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援する。

(ウ) 地域学校協働活動推進事業に対する支援

地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参画により土曜日などに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）を支援する。

(エ) 青少年指導者養成事業

青少年の多様な体験学習の促進を図り、地域の青年活動を活性化するため、市町村域や青少年団体に中心的存在となる青少年支援・指導者を育成するための研修を実施するとともに、その活動を支援する。

イ 高齢者がいきいきと暮らすしくみづくり

(ア) 「通いの場」への専門職派遣

高齢者がいきいきと健康に暮らすことを目的に、市町村において、地域の住民が主体となって運営する「通いの場」の活性化のため、作業療法士等の専門職派遣のモデル事業を行う。

(イ) 生活支援コーディネーター研修

市町村において、地域の支え合いを推進し、生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた協議体運営等の取組みを行う生活支援コーディネーターに対し、研修を行うとともに、助言等を行うアドバイザーを派遣する。

(ウ) 老人クラブ活動等の推進

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、ボランティア活動等地域での取組みを実施する老人クラブ（政令・中核市を除く。）の活動を支援する。

(エ) 高齢者の社会参画・生きがいづくりの支援

高齢者の社会参画・生きがいづくりを進めるため、県老人クラブ連合会（横浜・川崎地域を除く）への委託により高齢者の健康づくりをテーマとした講座「ゆめクラブ大学」を開講するほか、高齢者が地域支え合いの担い手になるための研修などを行う。

(オ) 認知症サポーターの養成と活動支援

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを市町村、企業等と連携して幅広い世代で養成するとともに、活動支援を行う。

(カ) 若年性認知症の人の活躍できる仕組みづくり

若年性認知症の人が役割を担うことができる居場所として、農園や子ども食堂などと連携し、若年性認知症の本人主体による多世代交流の場を設置するモデル事業を実施する。

ウ コロナ禍における人と人とのつながり

地域の活動の多くが感染防止の観点から、休止や縮小を余儀なくされている状況にあるが、新しい生活様式に対応した取組みへの支援を実施し、コロナ禍においても人と人がつながる地域づくりを進める。

(2) 住宅からの視点

多世代居住を支える、安全で良質な住宅ストックの形成を図るため、民間住宅を対象とした住宅セーフティネット制度やマンション管理の適正化、空き家対策等の施策を推進するとともに、県営住宅における建替え推進等に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住居の確保が困難になった方に対し、県営住宅の一時提供等の情報を住まい関連の支援策としてまとめ、県のホームページに掲載するとともに、県や各市町村の自立支援相談窓口や県内ハローワークの窓口で周知している。

ア 住宅セーフティネット制度の推進

高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、住宅セーフティネット法に基づき、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進する。

(ア) 居住支援活動をとりにまく環境整備

住宅確保要配慮者の居住を支援する関連団体（不動産・福祉関係団体、居住支援法人、行政職員等）を対象に、不動産分野から福祉分野に至る「住まいに関する横断的知識」を習得できる講座を開催する。

(イ) 住宅セーフティネット制度の普及啓発

県や市町村、司法書士会等で構成する神奈川県居住支援協議会において、家主や不動産店、地域の支援団体、市町村職員等を対象に、居住支援法人の活動内容の発表会や、居住支援法人と家主・不動産店等をつなぐマッチング相談会を開催する。

(ウ) セーフティネット住宅の登録支援

神奈川県居住支援協議会において、セーフティネット住宅の登録に際し、手続きが煩雑で、国の登録システムへの入力方法が分からない家主のために、行政書士会が家主の申請手続きを代行し、登録を支援する。

(エ) 登録基準の緩和

現在の登録基準では、シェアハウスの専用居室の定員は1名となっているが、多世代が交流し支えあう居場所を確保するため、ひとり親世帯向けのシェアハウスが登録できるよう、セーフティネット住宅の登録基準を緩和する。

県内のセーフティネット住宅の登録戸数（単位：戸）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	・・・	2025年度
目標	—	—	400	800	・・・	2,800
実績	4	212	260	1,811	・・・	

（政令市を含む）

※ 2020年度の実績は、令和2年8月末現在の数値。

イ マンション管理の適正化の推進

分譲マンションは多世代が居住する重要な住まいとなっており、その適正な維持管理と円滑な再生を図るため、市町村と連携しながら、マンション管理組合の支援等に取り組む。

(ア) マンション管理組合交流会

マンション管理や組合運営等における様々な問題について、その解決に向け、専門家のアドバイスを受けながら、管理組合がお互いに意見交換を行い、情報共有・情報交換する場として、交流会を開催する。

(イ) アドバイザー派遣

県内マンション（政令市・中核市を除く）の管理組合を対象に、マンション管理士や建築士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、円滑な管理組合の運営や、計画的な建物の修繕等ができるよう支援を行う。

(ウ) マンション管理・再生セミナー

マンション管理組合の役員や区分所有者等を対象として、マンション管理や組合運営、大規模修繕等に関する各種制度等の情報を分かりやすく解説し、普及啓発を行うセミナーを開催する。

(エ) マンション政策行政実務者会議

広域的な連携体制等の整備やマンション政策に関する情報共有、知識習得等を図るため、県及び市町村による「マンション政策行政実務者会議」を開催する。

ウ 空き家の適切な管理と利活用の促進

管理不全の空き家の増加による住環境の悪化を防ぐため、空き家の予防、適切な管理、利活用の観点から、神奈川県居住支援協議会や市町村等と連携して、総合的な空き家対策に取り組む。

(ア) 空き家相談窓口

県内市町村や公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に設置している「空き家相談窓口」において、空き家の利活用方法などの各種相談に対応する。

(イ) 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

神奈川県居住支援協議会において、国の補助（「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」）を活用し、民間賃貸住宅の空き家を借上げ、住宅確保要配慮者に転貸して、居住支援を行うモデル事業を実施する。

(ウ) 空き家対策行政実務者会議

県及び市町村で構成する「空き家対策行政実務者会議」を開催し、市町村が空き家対策を行う上での必要な情報提供を行いつつ、先進的な取組みを進める市町村やNPO法人等を招いた勉強会等を行う。

(エ) 交流の場としての空き家の利活用

NPO法人と協働して、かながわボランティア活動推進基金21協働事業により、食品ロス削減と生活困窮者等支援を目的として、空き家を地域のフードバンクや多世代コミュニティの拠点として活用する事業を実施する。

エ 県営住宅の建替えの推進

(ア) 建替えの推進

県営住宅は、今後10年間で建替え時期を迎える住宅が急増するとともに、施設の老朽化などから、年々、空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画通りに進まないといった悪循環に陥っている。

そこで、この悪循環から脱却するため、新たに「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定のうえ、今後の整備は建替えに集中することとした。

建替えにあたっては、子育て世帯、高齢単身者など、多世代の住宅困窮者の入居促進に取り組む。

(1) 持続可能な団地経営

建替えに係る P P P / P F I などの民間活力の導入や、建替えで生じた余剰地の売却収入など、様々な工夫によって、これまで以上に事業規模が大きくなっても、県財政の負担を増大させることなく、持続可能な団地の経営を目指す。

(3) まちづくりからの視点

未病改善を支える社会環境づくりの取組みを推進する。また、多世代居住のまちづくりの推進を図るとともに、県営団地においては健康団地の取組みを推進する。

ア 未病改善を支える社会環境づくり

県民一人ひとりが主体的に未病改善に取り組めるよう、企業や市町村などと連携し、未病センターの設置や利用を促進するなど、未病改善の環境づくりに向けた取組みを推進する。

イ 多世代居住のまちづくりの推進

急速な高齢化と併せて、子育て世帯や若者の地域からの流出などによって、居住コミュニティが低下している住宅団地において、地域の住民の方々、特にまちづくりの活動の中心となる担い手や市町村と連携し、居住コミュニティの創出と再生により、住宅団地の再生をめざす「多世代居住のまちづくり」を推進する。

(ア) 多世代居住コミュニティ推進ハンドブック

このハンドブックは、地域が主体となって、それぞれの実情に応じて「居住コミュニティ」に関する施策を進められるよう、市町村職員や地域住民を対象に、

庁内の体制づくりや人材の探し方、地域への働きかけ方等を取りまとめ都度更新しているもの。(平成26年度作成)

今年度は、近居の体験談などをコラムとしてまとめ、ハンドブックに追加掲載する。また、令和元年度に作成した「団地再生の事例集」(ハンドブック別冊)を活用し、「多世代居住のまちづくり」の普及啓発を行う。

(イ) まちづくりの担い手養成講座の開催

多世代居住のまちづくりを担う地域住民を対象に、担い手養成講座を開催する。

(ウ) まちづくりコーディネーター派遣

多世代居住のまちづくりに取り組む地域住民や市町村の活動に対し、専門的な立場から助言やサポートを行うため、地域コミュニティの再生・活性化に携わる専門家をコーディネーターとして派遣する。

(エ) コロナ禍における意識調査の実施

新しい生活様式に対する意識を把握し、多様な住まい方を検討する際の参考とするため、『県民ニーズ調査』を活用し、コロナ禍によるコミュニケーションの変化や、オンラインコミュニケーションに対する意識等について調査を行う。

ウ 健康団地の取組みの推進

建替えや既存団地の空き住戸活用によって、県営団地全体のバリアフリー対応や健康づくり、コミュニティづくりの拠点等の整備を進めるとともに、その拠点等を活用して入居者、近隣住民、県、市町、福祉団体等が連携しながら、コミュニティ活動の活性化を図る。

2 特色ある教育について

県教育委員会では、子どもたちへの教育をめぐる課題が複雑かつ多様化する中で、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、平成 19 年 8 月に、概ね 20 年間を見据えた、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」という。）を策定した（その後、時代の変化や国、県の計画等を踏まえ、2 回の改訂を行った）。

この教育ビジョンに基づき、県立学校（高等学校 138 校、中等教育学校 2 校、及び特別支援学校 29 校）に係る施策や、33 市町村との連携、協働による一体的な施策を展開していく中で、様々な特色ある教育を展開している。

(1) 県立高校改革について

ア 「県立高校改革基本計画」の概要

県教育委員会では、教育ビジョンに基づき、21 世紀の社会を自ら主体的に行動し、多くの人々や社会、自然と向き合い、かかわり合いながら、たくましく生きることのできる高校生の育成に取り組んできた。

こうした中、県立高校改革については、生徒数の減少やグローバル化、情報化の進展、また生徒の価値観の多様化などを受け、神奈川の教育を考える調査会での「最終まとめ」（平成 25 年 8 月）や県立高校改革推進検討協議会での「県立高校の将来像について（報告）」（平成 26 年 6 月）において、県立高校に関する様々な意見の整理を行ってきた。

これらの議論を踏まえて、これからの改革の考え方と取組みの方向について、平成 27 年 1 月に「県立高校改革基本計画」（以下、「基本計画」という。）として、次のとおり取りまとめた。

【改革のコンセプト】

「生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする（スチューデント・ファースト）」という基本的な考え方に立って、すべての県立高校で改革に取り組む

【改革の3つの柱と7つの重点目標】

改革の柱1 生徒の多様性（ダイバーシティー）を尊重し、個性や能力を伸ばす、質の高い教育の充実

（重点目標1）すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します

（重点目標2）生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます

（重点目標3）共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します

改革の柱2 魅力ある学校づくりを一層推進する学校経営力の向上

（重点目標4）学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます

（重点目標5）地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます

（重点目標6）生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます

改革の柱3 少子化社会の中で生徒に望ましい教育を推進する県立高校の再編・統合

（重点目標7）少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます

イ 県立高校改革における特色ある教育の取組み

基本計画に基づき、改革の実現に向けて具体的な計画として「県立高校改革実施計画」（以下、「実施計画」という。）に沿って、取組みを進めている。

実施計画は、計画期間が12年間（平成28年度～令和9年度）で、3期に分かれており、現在、実施計画（Ⅰ期）が終了し、実施計画（Ⅱ期）を令和2年度から開始したところである。

本取組みのうち、特色ある教育に関連する主なものについて取りまとめた。

(7) 重点目標1（指定校数は令和2年度現在）

a 教育課程の改善

○ 教育課程研究開発校の指定（21校）

新学習指導要領や新たな教育課題に対応できるよう、研究テーマ※に基づいて教育課程の研究開発に取り組む。

※研究テーマ

①新科目「公共」②新たな学習評価③総合的な探究の時間（一般的な研究）④総合的な探究の時間（SDGsをテーマとした展開）

b 授業力向上の推進

○ 授業力向上推進重点校の指定（6校）

学校全体で生徒一人ひとりの学力の定着と向上を図るため、授業力向上に関する先進的な研究開発に取り組む。

○ ICT利活用授業研究推進校の指定（6校）

ICTを活用した授業実践を通じて、指導方法や教材等に関する先進的な研究開発に取り組む。

c プログラミング教育の推進

○ プログラミング教育研究推進校の指定（5校）

問題解決の手順等を学ぶ方法の一つとしてのプログラミング学習に関する実践的な研究開発に取り組む。

d 生徒の英語力向上の推進

○ 英語資格・検定試験の活用

生徒が英語資格・検定試験を受験できるよう、必要な支援を実施し、英語力の定着と向上に取り組む。

○ 生徒海外留学支援の実施

生徒に豊かな国際感覚と高い実践的英語力を育成するため、生徒の海外留学支援を実施する。

e 歴史・伝統文化教育の推進

○ 逆さま歴史教育にかかる研究校の指定※

実施計画（I期）での逆さま歴史教育にかかる研究指定校の取組成果を全校の授業にいかす。

※ 平成30年度からの各学校での活用に資するため、指定校での実践研究は、開発した教材の検証・改善を含め平成28年度・平成29年度の2か年で実施

f 学習機会拡大の推進

○ 県立高校生学習活動コンソーシアムの形成

様々な学習機会の提供と充実を図るため、県立高校と大学・企業等とが連携するコンソーシアムを拡大し、各校での活用を図る。

○ 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定

実施計画（I期）で指定したモデル地域※の成果を、全県に拡充する。

※ 県立高校生学習活動コンソーシアムを先進的に実践する地域（横浜北東・川崎地域、県央・相模原地域）

g 学習意欲の向上と確かな学力の育成

○ 確かな学力育成推進校※の指定（5校）

生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通じて、生徒の学習意欲を引き出し、確かな学力を身に付ける取組みを実施する。

※ 確かな学力育成推進校とは、個に応じた丁寧な指導等を実践する学校

○ 定時制・通信制教育の推進

実施計画（I期）における各校の授業実践を通じた成果の共有化を図るなどして、学習意欲を引き出し、確かな学力を身に付けさせる教育に取り組む。

(イ) 重点目標2（指定校数は令和2年度現在）

a 教育課程の改善（再掲）

- 学力向上進学重点校の指定（学力向上進学重点校4校、学力向上進学重点校エントリー校13校）
エントリー校の中から、指標に基づき学力向上進学重点校を指定し、生徒一人ひとりの進路希望の実現が図ることができるよう取り組む。

b 科学技術・理数教育の推進

○ 理数教育推進校の指定（6校）

理数教育のための教育課程や指導方法、教材等の研究開発に取り組む。

c グローバル化に対応した先進的な教育の推進

○ グローバル教育研究推進校の指定（6校）

グローバル人材を育成するための学習プログラム等の研究開発に取り組む。

○ 国際バカロレア※認定推進校の指定（1校）

国際バカロレア認定校（横浜国際高校。平成30年度認定）において、令和元年度から生徒を受け入れ、国際バカロレア機構の定める教育課程に取り組む。

※ 国際バカロレアとは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供するプログラム。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、

大学進学へのルートを確保する目的として設置

- 外国につながるのある生徒への教育機会の提供と学習支援

在県外国人等の入学者選抜特別募集について検証・改善を図るとともに、学習面や生活面等への必要な支援を実施する。

- d 国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

- 国の研究開発にかかる指定事業の積極的な活用

国の研究開発にかかる指定事業の積極的な活用を図るため、指定事業の採択や研究開発の推進に向けて取り組む。

(ウ) 重点目標 3（指定校数は令和 2 年度現在）

- a インクルーシブ教育の推進

- インクルーシブ教育に関する学校支援の充実

インクルーシブ教育を推進するため、県立総合教育センターや特別支援学校などと連携した支援に取り組む。

- インクルーシブ教育実践推進校の指定（14 校）

実施計画（I 期）で指定したパイロット校での取組成果を踏まえ、新たにインクルーシブ教育実践校を、地域バランス等に配慮して配置し、生徒を受け入れる。

- 通級指導※導入校の指定（4 校）

実施計画（I 期）で指定した通級指導導入校のほか、他校通級指導にも取り組む。

※ 通級指導とは、障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと

(I) 重点目標 7

- a 県立高校の適正配置

- 普通科専門コースの改編等（実施計画（I 期））【平成 29 年度から】

普通科専門コースについてはすべて解消し、次のとおり改編した。

	学校名（専門学科名）
専門コースでの成果を学校全体の特色とする改編を行った高校	荏田 生田 横浜南陵 磯子 高浜 西湘 山北 有馬 綾瀬西
専門コースを専門学科へ改編し普通科と併置した高校	白山（美術科） 上矢部（美術科） 厚木北（スポーツ科学科）

○ クリエイティブスクールの設置（実施計画（I期））

中学校までの学習状況に応じた学び直しの教育活動や、キャリア教育、教育相談、進路支援などを重視した教育課程の編成と運用に取り組むクリエイティブスクールを設置した（2校新設し、5校とした）。

○ 学科等の改編

次のとおり、各高校において学科等の改編を実施。

- ・横浜国際高校（実施計画（I期））【平成29年度から】

（改編後）単位制による全日制の課程 国際科（国際関係に関する学科）

（改編前）単位制による全日制の課程 国際情報科（その他専門教育を施す学科）

- ・相模原弥栄高校*（実施計画（I期））【平成29年度から】

（改編後）単位制による全日制の課程 普通科・音楽科・美術科・スポーツ科学科（体育に関する学科）

（改編前）単位制による全日制の課程 国際科・理数科・芸術科・スポーツ科学科（芸術科とスポーツ科学科はその他専門教育を施す学科）

※学科の改編は、相模原青陵高校との統合に先立って、弥栄高校において実施

- ・吉田島高校（実施計画（I期））【平成29年度から（農業科）、令和元年度から（生活科学科）】

(改編後) 単位制による全日制の課程 都市農業科・食品加工科・環境緑地科(農業に関する学科)・生活科学科(家庭に関する学科)

(改編前) 単位制による全日制の課程 総合学科

- ・小田原東高校(実施計画(Ⅰ期))【平成29年度から】

(改編後) 全日制の課程 普通科・総合ビジネス科(商業に関する学科)

(改編前) 全日制の課程 総合ビジネス科(商業に関する学科)

- ・神奈川総合高校(実施計画(Ⅱ期))【令和3年度から】

(改編後) 単位制による全日制の課程 普通科(個性化コース・国際文化コース)・舞台芸術科(その他専門教育を施す学科)

(改編前) 単位制による全日制の課程 普通科(個性化コース・国際文化コース)

- ・横須賀工業高校(実施計画(Ⅱ期))【令和4年度から】

(改編後) 全日制の課程 機械科・電気科・化学科・建設科(工業に関する学科)※

(改編前) 全日制の課程 機械科・電気科・化学科(工業に関する学科)

- ・海洋科学高校(実施計画(Ⅱ期))【令和4年度から】

(改編後) 全日制の課程 船舶運航科・水産食品科・無線技術科・生物環境科(水産に関する学科)※

(改編前) 単位制による全日制の課程 海洋科学科(一般コース・船舶運航コース)(水産に関する学科)

※小学科の名称については予定

(2) インクルーシブ教育について

本県では、これまでも、障がいの有無にかかわらず、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた「支援教育」を進めてきた。

このことを踏まえ、現在、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場とともに学びともに育つことをめざし、小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を展開している。

ア 義務教育段階の取組

(ア) 「みんなの教室」モデル事業（～平成30年度）

a 仕組み

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じ指導・支援を受けられる仕組み。

b ねらい

- ・ すべての子どもができるだけ共に学び共に育ちながら、必要に応じて適切な指導・支援を受けられる校内支援体制を整備する。
- ・ すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学び共に育つための・授業づくり及び学級づくりを行う。
- ・ すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め、互いの個性を尊重し、他者と協働する力を育む。

c モデル校（7校）

推進地域	モデル校（平成30年度学級数）	実施年度
茅ヶ崎市	第一中学校（21学級）	平成27～30年度
寒川町	南小学校（20学級）	平成28～30年度
厚木市	毛利台小学校（23学級）	平成28～30年度
	玉川中学校（14学級）	平成28～30年度

南足柄市	福沢小学校 (16学級)	平成28～30年度
	向田小学校 (17学級)	平成28～30年度
	足柄台中学校 (14学級)	平成28～30年度

d 取組の状況

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもに関する情報共有・支援策の検討などが組織的に行われ、子どもへの指導・支援に関する教職員間の共通理解が図られた。
- ・ 共に学び共に育つ取組が日常的に行われ、子ども同士の自然なかかわり合いや学び合いが生まれ、子どもの中に「みんなが学級の仲間」という意識が浸透してきた。

(イ) インクルーシブ教育校内支援体制整備事業(令和元年度～)

a 仕組み

小学校に、教育相談コーディネーターを担う教員の授業時間を軽減するための後補充非常勤講師を配置し、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備することにより、小学校におけるインクルーシブ教育の推進を図る。

b 令和元年度指定校(15校)

地域	市町村名
	横須賀市の1小学校
湘南三浦	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市の各1小学校
県央	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の各1小学校
中	平塚市、秦野市、伊勢原市の各1小学校
県西	小田原市、大井町、箱根町、湯河原町の各1小学校

c 取組の状況

- ・ 後補充非常勤講師が配置されたことにより、教育相談コーディネーター(教員)がコーディネート業務を行う時間を確保できるようになり、校内の情報共有がスムーズになった。

- ・ 特別支援学級と通常の学級の児童間の交流が増えるとともに、児童が相互に自然にかかわり合ったり、助け合ったりする姿が増え、学校全体が温かな雰囲気になった。

d 令和2年度の取組

15市町（政令市を除く）、15小学校

→30市町村（政令市を除く）30小学校

(ウ) 全県への普及

- a 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催

各指定校の取組の成果と課題を検証するとともに、全県におけるインクルーシブ教育の推進に向けた協議を行う。

- b 各種会議・研修会での周知

全県指導主事会議、小・中学校教職員対象の教育研究会等で、指定校の取組等に係る情報提供及び協議等を行う。

- c 市町村教育委員会への働きかけ

「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」を通じて取組の促進を図る。

イ 高等学校段階の取組

(ア) インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、次のことに取り組んだ。

- a 平成27年1月

「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。

- b 平成28年4月

「県立高校改革実施計画（I期）」において、茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校の県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定し

た。

c 平成 30 年 10 月

「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校 3 校に加えて、新たに 11 校をインクルーシブ教育実践推進校に指定することとした。知的障がいのある生徒が自力で通学することを考慮し、通学地域を設定した。

(イ) インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組

a 平成 29 年度及び平成 30 年度

「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施。知的障がいのある生徒を各パイロット校で 1 学年あたり 21 名募集し、3 校で平成 29 年度は 31 名、平成 30 年度は 41 名が入学した。

b 令和元年度

茅ヶ崎高校及び厚木西高校では、引き続き連携募集により、計 32 名が入学した。足柄高校では、連携募集に加え、「足柄高校特別募集」を実施し、合わせて 21 名が入学した。

c 令和 2 年度

令和 2 年 4 月入学者については、神奈川県全域の中学校の生徒を対象に、パイロット校を含めた 14 校において「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」を実施。各校 21 名募集し、14 校合わせて 190 名が入学した。

(ウ) インクルーシブ教育実践推進校における校内体制の整備等

a 校内体制の整備

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、少人数指導、個別対応指導、キャリア教育等が可能となるよう教員を配置した。

b 施設・設備の整備

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個

別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する丁寧な支援に取り組んだ。

(I) パイロット校（3校）の状況

a 校内体制

推進担当教員や推進するグループが中心に、学校全体でチームとして支援する体制を整え、知的障がいのある生徒が円滑に高校生活を送り、すべての生徒が共に学べる環境が構築された。

b キャリア教育

知的障がいのある生徒の進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月に卒業した1期生29人の進路状況は、進学（大学、専門学校）、職業訓練機関、就職等、幅広い進路選択に結びついた。

c 授業改善

授業のユニバーサルデザイン化やティーム・ティーチングなど、学習指導・支援体制を工夫することで、すべての生徒にとってわかりやすい授業が展開され、授業改善が図られた。

d 相互理解を深める教育活動

すべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動に、毎年、各学校で取り組み、インクルーシブな学校づくりについて考え活動した。

(3) 「いのちの授業」の推進

かながわ教育ビジョンが提唱する「心ふれあうしなやかな人づくり」の理念に基づき、子どもたちに「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなどを育むために、子どもたちにあらゆる人がかかわる百万通りの「いのちの授業」を推進する。

ア 「いのちの授業」の概要

- 県内すべての学校では、道徳の時間をはじめ、あらゆる教育活動をとおして児童・生徒に、例えば、助産師さんの話を聞くことや、車いす体験等の福祉体験学習に取り組むことなどといった、様々な「いのちの授業」を実施している。
- 県教育委員会では、実践事例の収集やホームページへの掲載、「いのちの授業」大賞作文コンクールの実施等を通じて、学校における「いのちの授業」の充実を図ってきた。
- 子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等、新たな課題に取り組む中、「いのちの授業」の必要性・重要性はますます高まっている。

イ 市町村教育委員会等と連携した取組

- 将来の、ともに生きる社会の担い手となる子どもたちに「あたたかい心」や「すべての人のいのちを大切に作る心」を育むためには、学校における「いのちの授業」の更なる推進に加え、家庭や地域において対話や体験を通し、子どもたち一人ひとりに『いのち』について考えてもらう経験が必要である。
- そこで県教育委員会では、市町村教育委員会と連携し、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」（平成29年度発行）を活用した教員研修や実践事例の収集等を通じて、学校における「いのちの授業」の更なる充実を図っている。
- さらに、家庭や地域でも『いのち』について子どもたちと考える機会が広がり、そして「百万通りの『いのちの授業』」が実践されることを願い、県PTA協議会等の関係機関・団体と連携し、家庭・地域向けハンドブック概要版リーフレット（平成30年度発行）の配布・活用等を通じて、家庭や地域への「いのちの授業」の一層の周知を図っている。

(4) 特別支援教育について

国においては、平成19年より、知的な遅れのない発達障害も含めて、障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を、全ての学校において実施することとした。

また、平成25年には、これまでの学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいのある児童・生徒は、原則、特別支援学校に就学するという仕組みから、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた。

本県においても、小・中学校から高校まで「多様な学びの場」による連続性を確保し、それぞれにあった特別支援教育を推進してきた。

ア 神奈川県の特特別支援教育の現状と課題

(7) 特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加

平成19年以降、県内、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加しており、障害種別では、特に自閉症・情緒障害学級や知的障害学級が増加している。また、小・中学校で通級による指導を受けている児童・生徒数も増加しており、障害種別では、とりわけ学習障害・注意欠陥多動性障害の増加が顕著である。

さらに、特別支援学校の児童・生徒数も増加しており、障害種別では、視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱が微減、肢体不自由と知的障害が増加傾向にある。特に、高等部知的障害教育部門の生徒数が増加している。

(1) 障がいの重度・重複化、多様化

近年、特別支援学校に在籍する児童・生徒等の障がいの重度・重複化、また多様化の傾向が見られる。

小・中学校においても、特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、発達障害等の児童・生徒への

学習支援や介助、医療的ケアの実施等、特別支援教育を必要とする児童・生徒が一定の割合で在籍しており、その教育的ニーズも多様化している。

イ 「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」について

県教育委員会は、平成30年8月に「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」を設置し、「特別支援学校の整備のあり方」、「医療的ケアのあり方」、「特別支援教育における県と市町村の役割分担のあり方」など、今後の特別支援教育のあり方について検討してきた。

令和元年度までに、計7回の検討会を開催し、令和2年3月に「最終まとめ」として取りまとめられた。

今後は、県教育委員会として、この「最終まとめ」を踏まえ、市町村教育委員会や関係機関等と連携しながら、特別支援教育の方向性について検討をすすめていく。

(7) 構成員

学識経験者（2名）、医療関係者（1名）

福祉関係者（1名）、特別支援学校PTA（2名）

県立特別支援学校長（2名）県立高等学校長（1名）

市町村教育委員会（5名）県教育委員会（2名）の計16名

(イ) 「最終まとめ」に示された今後の方向性

a 特別支援学校の整備のあり方

○ 小・中学校、高等学校等、地域への支援機能の充実

・ 小・中学校、高等学校等における特別支援教育の専門性の向上を図るため、地域における特別支援教育のセンターとしての支援機能を一層充実させることが望まれる。

○ 県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮した整備

・ 市町村のニーズを踏まえ、できるだけ居住地に近い学校づくりを、県と市町村が積極的に連携、

協力して検討していくことが望まれる。

- ・ 併せて、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の機能の充実も求められる。

○ 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

- ・ 特別支援学校での学びを必要とする児童・生徒等の教育的ニーズに応じていくため、安全面、衛生面、障がいの重度・重複化、多様化への対応や、時代の流れに適応した教育内容の充実を図るための施設の改修等が望まれる。
- ・ 既設校の「養護学校」という校名について、特別支援学校としての教育内容や支援機能の一層の充実が求められていることを踏まえ、検討していくことが必要である。

○ 人口増加に伴う地域的課題への対応

- ・ 今後の人口増加が見込まれる地域について、県全体で過大規模化・過密化を解消していくことを視野に入れ、各市町村との連携のもと、特別支援学校を適切に配置していくことが必要である。

b 医療的ケアのあり方

○ 特別支援学校における医療的ケアへの対応

- ・ 高度な医療的ケアを含めた、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の増加に対応するため、看護師や医師の配置、職員研修、安全管理体制、医療や福祉機関との連携等の実施体制の改善に向けた検討が望まれる。

○ 小・中学校等における医療的ケアへの対応

- ・ 各市町村が主体となって必要な体制整備を推進していくことが望まれる。
- ・ 県は、引き続き、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」により、支援を充実させていくことが必要である。

○ 医療的ケアの内容が高度化・複雑化することへの支援体制の充実

- ・ 今後の医療的ケアの対応は、学校だけで取り組むことは難しく、医療機関や福祉機関とのより一

層の連携・協力が望まれる。

c. 県と市町村の役割分担のあり方

○ 各学びの場の教育環境や支援の充実

- ・ すべての児童・生徒等ができるだけ共に学び共に育つことができる教育環境の整備に取り組むために、市町村は、より一層小・中学校等と特別支援学校との連携を深め、一人ひとりの教育的ニーズに対応した効果的な教育課程を柔軟に編成する等、小・中学校等における特別支援教育の充実を図ることが望まれる。
- ・ 県においては、特別支援学校での学びを必要とする児童・生徒等の学びのニーズにに応じていくため、専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの状況に適した進路選択ができるような高校教育段階の多様な学びの場の充実を図っていくことが望まれる。

○ 就学相談・支援の充実

- ・ 県と市町村がそれぞれ連携・協働し、適切な就学相談・支援を進めていくことが求められる。
- ・ 県には、市町村において円滑な合意形成、適切な就学先決定ができるよう、必要な支援をしていくことが求められる。

○ 切れ目ない支援体制の構築

- ・ 就学前から卒業後まで、安心して地域で学び、生活できるよう教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、個別の支援計画等を効果的に活用し、情報共有を図りながら、連続性のある支援が適切に行われることが望まれる。